

○議長（小野 稔君）

おはようございます。

時間前ですけれども、ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

通告により、七番奈良岡文英議員に一般質問を許します。七番奈良岡文英議員。

〔七番 奈良岡文英君 登壇〕

○七番（奈良岡文英君）

おはようございます。議長の許しを得ましたので、発言させていただきます。議席番号七番奈良岡文英です。

世の中新型コロナウイルス感染症が世界的に広がり、日本では感染対策としての不要不急の外出の自粛、学校の休校、事業所の休業要請など出され、四月十六日には全都道府県を対象に緊急事態宣言が出され、本県は五月十五日に解除となりました。しかし、今後も感染が終息するまではまだまだ時間がかかり、第二波が来ることも考えられます。これからも終息するまでは、持続的な対策が必要であろうかと思えます。一日も早く有効な治療薬、ワクチンが開発されて、終息に向かってもらいたいと思えます。

それでは、質問項目のポストコロナ社会の在り方について伺います。

現段階では、国内の感染者の発生状況を見ると、新規感染者は四月十一日をピークに減少し、緊急事態宣言の後は減少し、一日二桁台で推移しています。青森県では累計で二十七人が感染しましたが、現在では感染者ゼロとなっていま

す。今は小康状態であり、一旦終息に向かっているのかと思われませんが、今後予想される第二波の感染流行に備えて、感染の予防対策についてどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、各イベントの再開と今後の方針について伺います。

新型コロナウイルスが流行して社会システムは今までの便利さだけを求めて何でもありふれたすぐに手に入る豊かで便利な社会経済から、コロナ対策としていわゆる三密を避ける社会となり、人間として本当の豊かさとは何かを求めて、田舎暮らしを見直し、東京への一極集中から地方へ分散、多極分散の時代になり、人の流れや行動範囲が変わり、地域住民のライフスタイルそのものがより人間らしい豊かさを求めるスタイルに変わっていくのではないかと。それに伴って、行政に対するニーズも変化していくのではないのでしょうか。

そこで、我が町でコロナ対策のために中止にしたり、これから予定しているイベントの開催についてどのようにお考えなのか伺います。

次に、町財政に対する影響について伺います。

今回の新型コロナウイルス対策として、感染症拡大防止や、地域経済を維持するために、町長専決処分及び財政調整基金を取り崩して、補正予算を編成したり対応したところではありますが、これらの対策が将来的に町財政に影響がないのか伺います。

次に、空き家対策について伺います。

近年、地域社会は少子高齢化が進展し、人口が減少し、空き家が年々増加しています。中には適切な管理がされていないで、放置されたままになっているものも目立つようになってきました。防災、防犯面での危険性、安全性の低下、公衆衛生、環境、景観の悪化など、様々な悪影響を及ぼす原因となっています。また、空き家の増加は地域社会の停滞や地域コミュニティーの衰退につながることから、活気ある住みよい地域社会を構築する上で、早急な対応が求められ

ています。

まず、第一に、我が町の空き家の実態とその対策についてどのようになっているのか伺います。

次に、空き家等調査審議会の役割について伺います。

町では、平成二十五年九月に、藤崎町空き家等の適正な管理に関する条例を制定し、地域の生活環境に悪影響を及ぼすような管理不全な空き家等を改善し、地域社会の安全安心なまちづくりの推進に寄与することを目的としています。町では、藤崎町空き家等対策計画を策定し、空き家に対する取組を進め、地域住民が安全で安心して暮らせる地域づくりを進めているところであります。さらに空き家等調査審議会を設置して、空き家対策を進めていますが、この空き家等調査審議会の役割について伺います。

空き家問題を早期に解決し、地域住民が安全で安心して暮らせる地域社会を築き、地域社会の活性化を図っていくことが真に住みよい藤崎町を築いていくことになるのではないのでしょうか。この点について衛生、環境、景観上の問題はないのか伺います。

以上で登壇での質問を終わりますが、簡単明瞭、時間短縮して答弁をお願いいたします。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして皆さん、おはようございます。

一般質問も二日目となりました。それでは、奈良岡文英議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、ポストコロナ社会の在り方についてのイのコロナ終息後のまちづくりについてどのように考えるのかの感染

予防対策についてお答えいたします。

全国の緊急事態宣言も解除され、少しずつ以前のような日常に近づきつつありますが、人の移動や感染防止対策の緩みなどにより、第二波は必ず来ると言われております。

県内では、五月七日以降感染者は出ておらず、六月一日には感染者が全て退院したことから、町行動計画においては、小康期と位置づけておりますが、完全制圧した終息ではなく、ある程度事態が収まっている収束の状況であることから、感染防止対策は決して緩めることなく、継続していかなければならないと考えております。

その上で、生活の基盤となる経済の維持を念頭に、今後まちづくりを進めてまいりたいと思います。

次に、各イベントの再開と今後の方針についてであります。国の緊急事態宣言解除を受け、国及び県が感染症対策の基本的対処方針を見直したことから、町といたしましても五月二十七日に町主催の各種イベント等に係る実施方針をお示ししたところであります。

内容といたしましては、県に準拠する形で手指消毒や換気、入場者の制限やソーシャルディスタンスへの配慮などの感染防止対策を徹底した上で、三つの密が発生しないよう段階的にステップアップさせながら実施していくこととしております。

なお、感染症の発生状況等に応じ、対策の強化や緩和などについて今後調整してまいりたいと考えております。

そして、八月中までは、全ての事業、イベント、すなわち夏まつりや町民運動会等中止になりましたが、九月以降の事業、例えば敬老会、あるいは十一月中に開催される予定の秋まつり等の開催については、関係課や関係団体と連携しながら開催に向けて前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、町財政に及ぼす影響についてであります。新型コロナウイルス感染症に係る感染防止及び生活の維持や地域経済への支援などに早急に対応する必要があったことから、町では五月一日付の専決処分及び五月十三日の議会臨時会

において、財政調整基金を四千八百万円ほど取り崩し、補正予算を編成したところであります。

この基金の取り崩しにつきましては、決算ベースではある程度の積み戻しがなされるものと考えておりますが、今後のポストコロナ社会を見据え、地域における新たな生活様式への対応など、暮らしや事業の構造改革等も推進していかねばならないことから、その施策の実施については、事業の効果にも十分配慮しつつ、国の第二次補正予算に伴う地方創生臨時交付金や国庫補助金などの特定財源を有効に活用してまいりたいと考えております。

また今年度中止となったイベント等の予算につきましては、コロナ対策に関する単独事業などへ対応するため、九月以降に減額補正し、各種基金に積み戻すなど、一般財源の確保にも努めていくものであります。

次に、空き家対策についてのイの町内の空き家の実態はどうなっているのかの空き家の実態と対策についてお答えいたします。

町では、平成三十一年三月、町内の空き家の現状について調査し、現状の課題を整理するとともに、利活用を促進するための藤崎町空家等対策計画を策定しており、この中で、空き家の劣化や破損状況、老朽度、危険度について五段階で判定した結果を掲載しております。

内容といたしましては、町の空き家の件数が二百四十二件、小規模の修繕により再利用可能な物件が二百件、管理が行き届いていないものの、当面危険性が少ない物件が十九件、管理が行き届いておらず損傷の激しい物件が十一件、倒壊の危険性があり、修繕や解体が必要な緊急度の高い物件が九件、倒壊の危険性があり、かつ解体などの緊急度が極めて高い物件が三件となっております。

町といたしましては、空き家等の問題は、地域の課題でもあり、様々な面で地域の協力も必要であることから、町内会や地域活動団体とも連携を図り、空き家等の早期把握や課題解決に努めてまいりたいと考えております。

次に、空き家等調査審議会の役割についてであります。藤崎町空家等調査審議会は、藤崎町空家等の適正な管

理に関する条例第十三条により設置され、町長の諮問に応じ、実態調査や立入調査の結果等について専門的見地から審議等を行う機関となっており、命令、公表、代執行などによる町民等の財産に不利益となる処分について調査・審議を行うこととしております。

また、空家等対策計画に関する協議や審議、その他空き家等の適正な管理に必要な事項に関し、調査・審議を行うことにより、管理不全な状態を改善し、町民の生活環境の保全や安全安心なまちづくりの推進に努めていくこととしております。

次に、衛生、環境、景観上の問題はないのかについてであります。近年、少子高齢化や人口減少などの影響により空き家は年々増加しており、適切な管理が行われなまま放置されている空き家や空き地が防災面での危険性・安全性の低下、公衆衛生の悪化及び景観の阻害など、地域住民の生活環境に様々な悪影響を及ぼす原因となっているところがあります。

町といたしましては、藤崎町空き家等の適正な管理に関する条例により、適切な管理が行われていない空き家等の所有者に対して指導を行うなど、問題解決に向けて取り組んでおりますが、所有者の高齢化や身体的、あるいは金銭的な問題により自力での維持管理が難しいケースもあり、対応に苦慮しているところでもあります。

空き家等の増大は全国的な社会問題ともなっており、今後も所有者の責務や適正管理の必要性などについて粘り強く周知し、解決に努めてまいりたいと考えております。

以上、奈良岡議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより七番奈良岡文英議員に再質問を許します。七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

まず、コロナ終息後のまちづくりについて伺います。

こういうコロナのウイルスが世界中に広がって、今までの生活スタイルや行政の進め方も、考え方を根本的に変えなければならなくなるときが来ると思いますけれども、まず、感染予防対策について、感染予防対策、公共施設の利用制限や役場でいけば、一番分かりやすいのであれば、カウンターにアクリル板が下げられているとか、来庁者がマスクをしなければならないとか、そういう今までの日常とは違う風景があるわけなんですけれども、これがどういう条件になれば、解除、緩和されていくのかを伺いたしたいと思います。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

町長の答弁の中でも触れていたところがございますけれども、現在はまだ落ち着いてきている意味での収束の状態に、収束に向かっているのかなという状況で、決して終わった意味での終息ではないと。そういう意味ではいわゆる治療薬、予防ワクチンが開発され、重症化しない対策というものがもう確立されているというふうな状況でないということからいけば、決して収束は終わった意味での終息ではないというふうに認識しておりますし、第二波、あるいは第三波、これもいずれ来るだろうというふうな学者の説もございます。また、今、気候的には、これから夏に向かう、暖かくなる。そしてまた梅雨時というふうな気象条件、環境からいけば、ウイルスは発生しづらくなる時期にはなるのかなと。ただ、その次には秋、冬、気温も下がり、空気も乾燥してくれば、また感染はコロナウイルスに限らず、インフルエンザ、あるいは肺炎というものも増えてくるんだろうと。それが第二波になるのかは分かりませんが、まだまだ決して感

染防止対策を緩める状況にはないというふうに考えてございます。

それらも踏まえまして、公共施設等の予防対策、感染防止対策としては、国、それから県が示している対処基準、対処方針というものがございます。緊急事態宣言の解除とともに、国、県が見直ししたもの、五月の末でございます。それに基づいて、今町も対応をしているところではありますが、今後それらが見直されて、緩和していくという方向になれば、町も合わせて、そういう感染防止対策も緩和するということになるかと思いますが、現状ではまだ継続していくべきだというふうに考えているところであります。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

それでは、各イベントの再開と今後の方針について再質問をいたします。

今回のコロナの感染で、拡大で、いろいろなイベントや行事が中止になっているわけなんですけれども、直近で今皆さん関心があるのは秋まつりだと思いますけれども、秋まつりは八月中に方針を決定するとありますけれども、このときの決定するときの基準というか、それはどういったものになりますか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。

秋まつりにつきましては、国、県、町の指針では、八月以降も屋内五〇％、屋外は二メートル間隔という基準が一応今現在もございます。そういった十分間隔を空けるなどの現状に指針においては、メインであるおにぎりの配布やアッ

プルパイの配布など、現状でも長蛇の列が想定されていることから、そのままの実施は難しいのかなとは考えております。また、経過を見守りながら、実行委員会やチームリーダー会議、関係機関を通しまして、実施できるかどうかを一旦八月末をめどに決定するというものでございます。実施できるとしたらどのように実施すればいいのか、その時点でのコロナの状況を見ながら検討していきたいと考えております。

また、秋まつりに限らず、当課といたしましても、あくまでもコロナに対策しながら、そのためイベントも実施していけるものは考えていきたいなど、今現在は考えています。以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

今年の六月に予定していたふじワングランプリですけれども、これは既に中止していますけれども、これは来年度とか、どうなっていくのか。それについても伺います。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

六月末に予定しておりました今出ましたふじワングランプリ、食がメインのイベントでございます。コロナの終息が一般的には一年とか、二年とか言われておりますので、その判断はやっぱり食という意味では難しいのかなとは考えてございます。これもまたやはり世の中のコロナの状況を確認しながら慎重に決めていくべきものと考えております。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

今後、まちづくりという観点からコロナ終息後のまちづくりを考えていく上で、町民、日本国民が全体、藤崎町民もそうですけれども、人の流れとか、いわゆる三密を避ける行動を取るようになると思うんですよ。そこで、人を一堂に集めるイベントとか、そういう集まりを慎重に考え直さなければならぬいい時期かなと思うんですけれども、今町で主催しているイベントや参加協賛しているねぷた祭りとか、そういうイベントの在り方を今後どうしていくのか、一回リセットして考えたほうが良いと思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

このたびのコロナ禍におきましては、全世界的に、そしてまた日本も、そして青森県、我が町も大変な思いをしているところでございます。春先のイベントとしましては、五月の最終水曜日のチャレンジデー、そして六月の末のふじワングランプリ、そして八月の夏まつり、ねぷた合同運行、ながしこ、そして花火大会、そしてそれ終わった後の町民運動会等々、人が集まるいわゆる町を挙げての事業、イベントは全て断腸の思いで中止となりました。非常に歯がゆい思いでこの数か月、私はじめ、役場職員、そして多くの議員の皆さんも町民の方もご一緒にそういう歯がゆい思いをしてきたと、そう思っております。

今後、いわゆるまだまだ長引きそうなコロナ感染症でございますけれども、やっぱり全く日本の国民が毎日かかるのがゼロとか、そういう数字が出てきたら、今後の対応も慎重に考えながら、今までのやり方をちょっと変えて、人が集まらず、町の経済とか、あるいは町を発信するようなイベント、そういうものをやっぱり計画、企画立案していかなければ

ればならない時期だろうと、そう思っているところでございます。

去年まで実施してきたいわゆる六月末のふじワングランプリ、これはもう定着して数時間で五千人以上ぐらい集まるような食のグルメのイベントとなりました。それに後またスタンプラリーでまたいろいろな町の店舗を周遊していただいて、いわゆる買物をしていただきましょうという事業もずっと継続してきました。今、経営戦略の中では、人を集まらずして町を紹介しながら、町の食を、魅力を町内外に訴えるようなテークアウト的な事業をもう今年中にやりたいということで、今企画立案の最中でございます。そういう意味では、奈良岡議員のご指摘も十分心に入れて、関係課、そして関係する各団体との意見のすり合わせも十分していきながら、次のステップに向かっていきたいと、そういう思いであります。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

イベントの開催について、いろいろ町長も各関係機関、関係団体等のご意見を聞きながら、考えていくという答弁でしたけれども、第三者機関を設けて、イベントの在り方を一回考え直すとか、そういうのも一つの手だと思うんですけども、第三者機関を設けるというのはどうでしょうか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

現状では今まで携わってきた人たちをまずご参集いただいて、三密を避けながら、距離を置いて、会議を進めて、そういう中で専門家、いわゆる医療とか、そういう感染に詳しい専門家も組み入れての意見聴取は今後企画、調整してい

きたいと思っております。ただ、今現状でこれこれの第三者機関を全ての事業の見直しに向けるというような考えは今現状ではお持ちでないので、今後担当課ともまた協議させていただきたいと、そう思っております。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

イベントの在り方については、町民の方からもいろいろ声が聞こえてきますので、コロナ対策も含めて万全の体制を敷いて真に町民が理解する必要なものを考えてやっていただきたいと思います。

次に、財政について伺いますけれども、今年、いろいろ中止になったイベントとか、町の財源が持ち出される予定になっていたかと思えますけれども、中止することによって、執行ができなかった金額というのはどのくらいになるんですか。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

お答えをいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたが、イベント等、これは純粹なるイベントのほかに、社会教育、社会体育、それから交流事業等もいろいろ含めますけれども、それらについては、九月以降、減額補正をしていく方針としております。まだ実施の可否が決定していない事業もありますが、今日現在で、財政サイドでつかんでいるところでは町事業で、一般財源ベースで一千六百万円ほどの不用額が生じるのではないかなというふうに考えております。それらの事業のうち、藤崎応援基金、これはふるさと納税を原資にしているものですが、そこからの財源が九百五十万円、これについては余

れば、その基金に積み戻しをすると。それ以外の六百五十万円については、財政調整基金に一旦積んで、その財政調整基金の分については、今後のコロナの対策にも活用していきたいというふうに考えております。

ただ、所管課において、中止になったイベントについて、代替のイベント等も考えているところもあるというふうに聞いておりますので、最終的にどれくらいの不用額が生じるかは、今後確定していきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

次に、空き家対策について伺います。

空き家の実態についてということで聞きましたら、町長答弁が、二百四十何件という答弁でしたけれども、実際、全部を網羅して歩いたわけではないですけれども、大体見た感じもっと多いような感じがするんですけれども、これは二百四十何件というと、どういう位置づけの空き家なのか、その辺のどこからどこまでを空き家として認定した数字なのか、その点について伺います。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

空き家の実態調査の際、現地調査の対象となる建築物を抽出するために、町内会に照会しました。そして、地域の空き家に関する情報を収集しまして、建物等を確認しましたら、二百七十六件あったということです。そして、二百七十

六件の所有者の方に通知して、調査した結果、複数の物件を所有しているケースがありまして、その所有者がこれは空き家ではないというふうな回答があったというのもありまして、二百四十二件ということになったものでありまして、実際の件数については、さらに多いものと認識しております。以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

一番問題になるのが近隣の住民に迷惑がかかるような空き家だと思うんですけども、空き家で所有者が不明とか、連絡がつかないとか、そういう空き家の件数はどのくらいになるんですか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

所有者が不明となっている件数については十一件でございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

その所有者不明の物件に対しては、町としてはどういう対処をするのか、強制的に取壊しとか、そういうことまではいかないんですか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

まず、その建物について苦情等があった場合、町内会長や民生児童委員、また付近住民の方々から情報収集いたしまして、連絡先を調査するという対応することとしております。以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

調査しても不明な場合、最終的にどういう対策を取ることになるんですか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

まず、その建物が周りの周辺に、大変ご迷惑をしているとか、いろいろな苦情等があった場合は調査するということでありまして、あとは段階を踏みながら簡単には代執行にまでは行きませんが、いろいろな段階を踏みながら調査して、そして状況を見守っていくということになるかと思っております。以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

では、空き家等調査審議会という委員会では、代執行といいますか、そこまでは権限は持っているのか持っていない

のか、空き家等調査審議会の役割について伺います。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

空き家等調査審議会につきましては、適正に管理されていない空き家等が生活環境の保全を図る上で、その周辺に悪影響を及ぼしている状況に鑑み、当該空き家等が管理不全な状態になることを防止し、なお、当該空き家が管理不全な状態を改善することにより町民の生活環境の保全及び安心なまちづくりに寄与するということが目的となっておりますが、実際、勧告等をする場合、町長が勧告をしようという場合は、空き家等審議会に諮問しなければなりません。空き家等審議会でも協議いたしまして、そして例えば勧告に値するとかいうことであれば、それを今度町長が最後決定するというふうな流れになっております。

また、代執行をするという場合は、その代執行の前に、またその審議会を開きまして、審議会でも協議した上で、そして最終的に町長が決定するということとなります。以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

では、その空き家等調査審議会に町長が諮問した事例というのは今までどのくらいあったんですか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

平成二十六年度に再三にわたり改善指導書を発送しまして、改善措置を依頼したケースがあります。そして、空き家等審議会に諮問したところ、勧告の手続を早急に進めるべきであるというふうな答申がされたことから、二名の方に再勧告書を送付しております。それで、一名の方は長期にわたって入院中であったんですが、自己資金にて解体を実行しております。あと、もう一名の方が平成二十八年三月に、代執行書を送付しまして、七月に代執行を実施しているというところであります。以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

空き家が増えるということは、防犯、防災、衛生上、本当に問題があると思います。今、ポストコロナ社会を考えれば、田舎暮らしとかが見直されて、都会から地方に人が流れてきて、人の流れが変わっていくと思うんですよ。そういうときに藤崎町が空き家が少なく、潰れかかった家とかがなくて、本当に住みよい町であれば、人口もだんだん増えて、移住する人も増えてくると思うんですけれども、そういう点で空き家対策の事業を若者移住すまいづくりの補助金を拡充して、空き家にも広げて、年齢も五十歳、六十歳まで拡大していくとか、定年になった人が藤崎に住みたくなるような、そういう事業を空き家対策として起こしたらどうかなと思うんですけれども、この点についてはどうでしょう。これは町長ですか。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

奈良岡議員が考えのとおり、私も同意見でございまして、今年からいわゆる住宅を若者世代が、子供たちがいる世代が住宅を買って、いわゆる家を建てて最大八十万円の補助、これを空き家をリフォームして住む方にも枠を広げたいという提案が建設課からありましたので、それはいいことだと、ぜひやってくれということでございます。年齢層も若干上げるというのも私はゼロではありません。とにかく田舎を好んで来る方には、門戸を広げていくということでは様々な展開をまた調査研究していく時期になってきただろうと、そういう思いで担当課には協議させたいと、そう思うてございます。

また、一方では、弘前定住自立圏の中でも弘前を中心とした八か町村の中でこの空き家バンクを有効活用して、町内外に発信して、都会から、あるいは青森県外から移住してくる方に古い住宅を提供しようということで、数年前からヒロロに事務局を置いて、実施しているところでございます。そういうのも横の連携を取りながら、ぜひ活用できる物件は活用して、景観の悪いものはいろいろ空き家等調査審議会にもいろいろ諮問をかけて、なかなか目につくところもありますので、解除していきたいと、そう思っております。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

圏域で構成する空き家バンクのそのあっせん事例といいますか、そういう紹介、あっせんの事例というのはどのくらいあるんですか。件数は。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。

まず、今話に出ました圏域の八市町村で空き家、空き地バンクというものをつくってございます。これは、圏域において空き家、空き地を売る方、貸す方、買う方、借りる方が登録して、その中でやり取りをするためのもので、各市町村が負担金を拠出し、運営しているものです。実際、そのバンクにおいては、当町の関係で言いますと、現状としましては、登録物件は現状で空き家売買のものが一件、空き家賃貸のものが一件、空き地売買のものが二件と、計四件が登録されてございます。そして、実績でございませけれども、令和元年度までの実績として、町外の方が町内の物件を購入した例が一件、町内の方が町内の購買希望者が圏域の他市町村の物件を購入した例が一件と、計二件でございませ。以上でございませ。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

空き家対策を考える上で、再利用できる空き家を積極的にPRして、空き家バンクもそうですけれども、多くの方が利用できるように宣伝、PRして、最終的には空き家対策に結びつけていくという取組が必要かと思ひませ。それが本当に住みよいまちづくりにつながっていくと思ひませるので、その点を考えて空き家対策をもっともっと強化していただきたいと、こう思ひませ。その点について町長の意見を伺ひませ。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

町では二百四十件を超える空き家がありませ、その中でも三十件近くは非常に危ないというような位置づけをされ

ているところがございます。ただ、ちょっと手をかけて、リフォームして、快適にいわゆる再利用できるのもたくさんあるということがございますので、多少なりとも今拡大した建設課が担当課であるいわゆる中古物件にもリフォーム代の一部を補助すると、そういうこともぜひどんどん考えて、そしてまた島根県なんかは、すごくこのいわゆる都会から人を呼び戻すために、県を挙げてその空き家対策、リフォーム対策をして、実例で実数をちょっとこうだんだんかさ上げしている実例もありますので、そういう実例も参考にしながら、どんどんリフォームしながら再利用できるものは、空き家は利用していくという考え方で担当課といろいろな協議をさせていただきたいと、そう思っております。そういう中で、弘前定住自立圏との中とも連携を強化しながら、いろいろ県内外に発信していきたいと、そう思っております。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

これで再質問を終わります。

○議長（小野 稔君）

これで七番奈良岡文英議員の一般質問は終了しました。

換気及び消毒のため休憩いたします。再開時刻は午前十時五十五分といたします。

休 憩 午前十時四十四分

---

再 開 午前十時五十五分

○議長（小野 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、十三番浅利直志議員に一般質問を許します。十三番浅利直志議員。

〔十三番 浅利直志君 登壇〕

○十三番（浅利直志君）

改めまして、おはようございます。日本共産党の浅利直志です。

コロナと向き合いながら社会生活を維持してきた。そして全ての皆さんに改めて感謝したいと思います。欧米型の都市封鎖ではないやり方でも対応できるんだということを世界に示したということについては、価値あることではないかと思えます。また、自粛と一体に補償をという大きな国民の声に押され、最終的には政治を動かし十万人の一律給付、雇用調整助成金上限の引上げや、医療支援体制の強化などの前進、改善が図られつつありますが、最大の問題点として指摘されていることは、支援が現場に届くのが遅いという問題であります。あるいはまた、非正規労働者雇用創出百万人、あるいはまた、失業や倒産が増え続けて、大不況の様相を呈しているということでもあります。感染防止と経済、社会活動の再開を一体的に進めることが今こそ求められているのではないのでしょうか。

さて、町長の基本姿勢について質問いたします。

平田町長は、本年一月号の町の広報紙の中で、今年は農業のまちづくりを推進していくほか、ふじさき食彩テラスを中心とした地場産品と加工品の販売強化、そして雇用創出に向けて積極的に取り組んでまいりますと述べておられました。

そこで質問いたします。

二〇一八年、平成三十年四月より営業を開始しましたふじさき食彩テラスの決算状況、決算概要をふじさきファーマーズLABO株式会社より、どのように報告されていますのでしょうか。決算状況を町として、町長としてどのように

把握しているのか質問するものであります。

今、ふじさき食彩テラスのレストラン部門が休業しております。町民の中からは「やめてしまうんだか」とか、あるいはまた「いつから再開するんですか」という声が聞かれております。ふじさき食彩テラスの運営と経営の主体はふじさきファーマーズLABO株式会社であります。国の助成金や税金も投入されている藤崎情報発信施設でもありますので、藤崎町としての現状認識、そして今後の運営計画、基本方針について改めて質問するものであります。

次に、新型感染症対応について、町長の基本姿勢について質問いたします。

日本人の安心安全を守り、支える事業として感染症対策は今後とも必要であります。医療と介護、そして運送事業などに携わる人、スーパーにレジ打ちする人、医療事務、あるいは受付にいる方々に対して、改めて感謝するところでありすけれども、安心安全はいわば軍事的なバランスよりもはるかに重い事柄があるんだということを新型コロナウイルスに立ち向かう中で私たちに教えているように思っております。

また、同時に日本社会と日本の行政の脆弱性といいますか、弱点克服すべきテーマも多くの人にはっきりと明示したのではないかと考えております。

そこで、改めて町長に質問いたします。

新型コロナウイルスと向き合う中で学んだことについてお聞きいたします。

また、人間とコロナとの「共生の時代」という認識を示している学者や一般の方もおられますが、町長の見解を伺うものであります。

次に、国の第二次補正予算に関わり藤崎町としてさらなる補正予算の拡充と編成が必要となることを見込まれますが、七月中の臨時議会の開催や議員全員協議会の開催など、町としての今後の基本的な対応についてお聞きいたします。

特別措置法に基づく緊急事態宣言は解除されましたが、感染症克服の取組は長丁場だと言われております。四十二キ

ロのマラソンに例えますと、走り始めて五キロか十キロぐらいなのかな、などと私としては思っておりますけれども、今後は感染防止、感染抑止と経済社会活動の再開を一体的に進める。そういうステージ、段階での取組が改めて求められているのではないのでしょうか。感染流行の第二波に備え、医療と新型コロナウイルスの検査体制を強化することが改めて求められております。岩手県や愛知県知事など、十八の道県知事が受動的な検査から感染者の早期発見、追跡などによる積極的感染拡大防止戦略への転換を求めて提言も発表しているところでもあります。私たち一人一人ができる手洗い、マスク、不要不急の外出の自粛、これらは大事であります、あるいはまた、ステイホームも感染防止のために必要であります、しかしながら、行政として、今こそ積極的拡大防止戦略とシステムの確立が求められているところではないのでしょうか。

そこで町長に質問いたします。

弘前圏域における医療と介護の分野についての強化策について、町長の認識や見解について質問いたします。

最後に、新型コロナの感染症の生活困窮者に対する生活保護制度の運用改善について質問いたします。

二〇二〇年三月から五月までの申請者数、受給者数などの現状はどのようになっているのでしょうか。

また、自動車保有要件やあるいはまた資産保有要件などの緩和措置について、厚労省よりどのような通知がなされているのでしょうか。窓口や福祉事務所の運用改善がなされているのかどうかについて質問するものであります。

以上、登壇にての本定例会における一般質問といたします。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

浅利直志議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、町長の基本姿勢についてのイのふじさき食彩テラスの決算状況についてとロの運営計画・方針については、関連がございますので、一括してお答えいたします。

私が町長就任当初から重要施策として位置づけてきたふじさき食産業創造拠点施設、いわゆるふじさき食彩テラスは、平成二十九年に地方創生拠点整備交付金を活用した増改築工事により整備を行い、これとともに、官民協働の出資により、管理運営主体である株式会社ふじさきファーマーズLABOを設立し、平成三十年四月三十日にグランドオープン、これまで二年余りが経過したところであります。

昨年度は、平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの決算状況につきましては、今月開催予定の株式会社ファーマーズLABOの株主総会において提案される決議事項となっておりますので、この場では具体的な内容についてお答えすることはできませんが、会社においては、経費削減等の工夫を重ねるなど、不断の経営努力を続けていると聞いておりますので、そういった内容が当該決算の内容にも反映されてくるものと考えております。

また、運営計画・方針につきましても、株主総会において報告がなされることとなっておりますが、私といたしましては、これまで行ってきた町の特産物の販売促進、ご当地メニューの提供、新たな加工品の開発販売、販売促進イベントの実施、社外イベントへの出展プロモーションなどを基軸に、会社として地域内外に向けたさらなる発信力の向上に取り組んでもらえるものと期待するところであります。

一方、新型コロナウイルス感染症への対応として、新たな生活様式への適応が求められておりますことから、今後は、売場でのソーシャルディスタンスの確保や、安心して飲食エリアを利用できる提供体制の構築が、新たな課題となるものと考えておりますが、現状では第一にお客様に安心してご来館いただける環境の整備に加え、再び訪れたいとなる場所づくりや、今まで以上の藤崎町の魅力発信を目指し、ふじさきファーマーズLABOとの連携を図ってまいりた

いと考えております。

以上により、私の掲げる重点施策の目指す「活力ある農業の持続」「地域雇用の創出」「交流人口の増加」及び「地域六次産業化」を継続して推し進めるものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてのこの新型コロナウイルスと向き合う中で学んだことについてお答えいたします。新型コロナウイルスの世界的大流行は、私たち人類において幾つもの再認識と問題提起をしてくれたと考えております。

近年、未知のウイルスを経験していなかったこともあり、当初は国も地方自治体も日々手探り状態が続き、また国民の危機意識も多少薄かったのではなかったかと感じているところであります。

今回の緊急事態宣言において、強制力のない私権の制限や休業要請に伴う補償の問題、国と地方自治体の権限の在り方などが提起されるなど、様々な課題も浮き彫りとなりました。

また、医療機関や介護現場の業務過多、働き方改革ではテレワークの推進、学校休業における子供たちへの対応と親への過重な負担、さらに、経済的に困難な学生への支援などの問題も指摘されております。

今後は、これまでの経験を踏まえ、諸問題の分析と検証に努めながら、これからの日常を確立していくための取組を推し進めてまいりたいと考えております。

次に、人の人間とコロナとの「共生の時代」という認識についての町長の見解についてであります。世界を震撼させた新型コロナウイルスにつきましても、これまで様々なデータや研究結果が集約され、世界各地において徐々に経済活動も再開されておりますが、終息までには、あと二、三年かかるのではないかと言われております。

また、アフターコロナやポストコロナとは別に、今後はコロナと共存・共生していくウィズコロナの時代が続くものと言われており、新型コロナウイルスと付き合いながら、感染を予防する日常の在り方と、生活の基盤となる経済活動

をいかに両立させ、どう維持していくのかという課題について、今後取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、ハの今後さらなる補正予算の拡充についての見解についてであります。新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面解除され、社会経済活動が徐々に緩和されつつある状況ではあるものの、有効な治療法やワクチンの開発がいまだ実現していない中においては、新型コロナウイルスとの長期戦が避けられない状況であることから、今後も感染拡大防止と雇用の下支えを行いつつ、需要喚起のための経済対策を継続していかねばならないと考えており、国の補正予算の拡充やそれに伴う町の補正予算対応は必要であると認識しているところであります。

次に、ニの弘前圏域における医療・介護分野の今後の強化策についての町長の認識についてであります。医療と介護の強化につきましては、国が定める地域支援事業に規定された包括的支援事業に盛り込まれているものであり、現在、様々な形で連携を図りながら取り組んでいるところであります。

南黒圏域五市町村においては、南黒地区在宅医療・介護連携推進事業として、現場からの課題抽出や職能団体間での情報交換を進めながら、医療・介護分野の連携強化を図っているところであります。

また、弘前保健所管内におきましては、入退院調整ルールを平成二十八年度から運用しており、今後さらに医療と介護の一体的な提供の連携強化に努めるものであります。

次に、ホの新型コロナ対応の中で、生活保護制度の運用改善についての二〇二〇年三月から五月の申請者数、受給者数についてであります。まず、この期間における申請者数は、三月が六件、四月と五月がそれぞれ一件で、合わせて八件となっております。

また、申請者の類型と経済的状況につきましては、他市町村からの施設入所による転入が五件、生活困窮高齢者世帯が三件となっております。

なお、受給者数につきましては、三月末日時点で二百五十二人、五月末時点で二百五十一人となっております。

次に、自動車保有要件、資産保有要件などの緩和についてであります。現在、生活保護法上、自動車や不動産などの資産保有につきましては、資産活用の観点から一定の制限が設けられておりますが、通勤手段が自家用車以外にない場合や生産性のある資産につきましては、保有が認められているところであります。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な収入の減少で保護が必要となる場合の取扱いにつきましては、通勤用自動車や自営に必要な店舗、機械器具等の保有を認める取扱いがなされているところであります。

保護の実施機関はあくまで県となっておりますが、相談や申請を受ける町といたしましても、資産保有の取扱いを正しく認識し、生活の困窮されている方に寄り添った対応に努めているものであります。

以上、浅利議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより十三番浅利直志議員に再質問を許します。十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

三十八分もたっちゃったので、四十五分で終わるといのはなかなか難しいかなと思っていますんですけども、まず初めに、ふじさき食彩テラスの件なんですけれども、これは昨年度のスタートの時点では、出資一千五百万円の資本金のうちの一千五百万円のうちの五％以上保有していたときからスタートしているんですよ。五％保有している現在は四八％ほどだと聞いておりますんですけども、総会が終わったら説明いたしますと。これでいいのかなと聞かれたら概要ぐらいは説明してよろしいんじゃないかと。ただ、先ほどの説明では、経費削減などの効果が表れた決算になっているのではないかという報告があったんですけども、何か町長の答弁だとは思われないような答弁であったん

ですけれども、いずれにしても、結論を急ぎましょう。じゃあ七月なら七月には前にもやっていたけれども、議員に対してもこの食彩館の運営、経営状況などについての説明会なり、協議会は実施していただけるんですね。その点についてお答え願いたい。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

登壇での説明、答弁はあのおりでございます、六月末株主総会を経た暁には全協なり、あるいは町長主催の全協なり、そういう場でいろいろ細かく皆さんに教示したいと、示したいと、そう思っているところでございます。

また、社長である五十嵐副町長から先般、大体のおおむねの決算の報告は受けました。様々なコストカットもありましたし、コロナの影響でレストランが閉鎖になるような状況ではありましたが、今回の期間にはいわゆる赤字は出さなくて済んだということで報告を受けているところでもございます。

また、レストラン等の先ほど浅利直志議員からの「もうやめるんだな」という話っことも出ましたけれども、六月いっぱいまでは三密を避けるためにいわゆるあそこのレストラン部門に関してはちょっと休業すると。それ以降については、テナント募集等々もひっくるめて、今内部で鋭意検討しているところでございます。その中では様々な案も具体策も私が報告受けていますけれども、まだまだその検討中ということで、具体的には全協のあたりに報告できると、そう思っております。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

自治法の本質から言いましても、説明の本務までは議会で聞かれ、あるいは議会で議員が聞かれたというよりも、議会が議会として、あるいは常任委員会として説明を求めたならば、答える必要があるんじゃないかというふうに私は思っております。自治法の本密に解釈するよりも、緩やかに現状に即して解釈すべきではないかなと思っております。この点についての議論はまたの機会にやりたいと思っておりますので、そうすれば、レストラン、カフェ部門をどうするのかということについては、現在検討中だという、私も月にちょっと申し訳ないんですけども、二、三度しか行っていないんですけども、昨日、おとといだか行ったときによれば、正面の玄関入り口まで、お菓子類だとか、そういうのを売って、レジも入って右側のほうにあるんですね。全体として拡張するような雰囲気はあるけれども、レストランを再開するような雰囲気って、ほとんどないような状態になっているんじゃないのかなというふうに思うんです。私が言いたいのは、商売というのは飽きないで続けるという意味でもございます。そういう点で、確かにコロナの影響はありましたでしょうけれども、普通の飲食業者が苦勞してやっているテークアウトだとか、あるいはまた、ラーメン、そば、そういう基本的なことだけやって、それを続けるということもその気持ちがお客さんを引きつけるという、そういう側面も十分あるわけでありまして、あまり考える期間が長過ぎると愛想を尽かされますよと、もっとシンプルに「石の上にも三年」と言いますから、三年ぐらいやってみて、それからというようなことを考えるべきなことじゃないのかなと。そうすれば、今現在は検討しているけれども、七月初め、七月中には再開したいというような意向だということですか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

今回はコロナ対策の感染症対策ということで四月の中旬からレストラン部門は一時休業という取扱いでございます。

そのことは内部で例えばアンペそばとか、みそラーメンとかいろいろやって、お客さんもついたところでございますが、ファーマーズLABOの社長を中心に、統轄店長を中心に様々な角度から検討して、六月いっぱいまではレストラン部門は休業するというところで、そして、ソーシャルディスタンスということで空間を広げて、販売所を広げて、あまり密集しないような対応でああいうような状況になったということをご理解していただきたいと、そう思うてございます。

また、レストラン部門の開始につきましては、テナントもひっくるめて、様々な角度から検討をしておりましたので、これはいつからという話でなく、早い時期からまた再開したいと、そう考えております。

○議長（小野 稔君）

十三番 浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

シンプルイズベストといいますか、そういうこともありますし、経費削減、人件費を削減したというようなことで、単年度では赤字状態ではない、脱したような報告も受けておりましたので、詳しい説明を議会全員協議会などで説明していただきたいということを改めて要求しておきたいと思っております。

新型コロナに向き合っただことについては、町長からこれまでも他の議員も質問しておりましたし、答弁しておりましたので、再質問は省略したいと思っております。

二番目のハの、今後さらなる町としての補正予算の拡充の件でありますけれども、これまで国がやってきたのは十万円の一律給付も含め、あるいは持続化給付金、あるいはまた、拡張された様々な持続化給付金などの、そういう制度も支給するというようなことが主なるメインで、そしてそれに伴って自治体職員を総動員する。そういうようなことが主にやられているんですけれども、例えば給付をしないで、例えば消費税を5%に減税しちゃおうと。じゃあ5%の分は国が後で補填するというようなことをすれば、ほとんど給付の申請が要らないとか、あるいはまた町独自で水道料金を減

額しているところもありますよね。この給付の前、給付と同時にかな。町として単独で水道料金を減額だとか、そういうようなこともしているところもありますけれども、例えばその水道料金減額をこの二次補正は医療体制の充実、それから家賃補助、こういうものがメインでありますけれども、水道料金の減額だとか検討して、半年減額だとかいうようなことを検討してみる検討の視野に入れていく余地があるものなのではないでしょうか。この点については町長にお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

昨日でしたか、今全職員にコロナ感染症対策、これは景気浮揚、経済対策、雇用もひっくるめての提案をさせていただきました。私は全ての人からやったのをこうほとんど見ましたけれども、様々な具体的な案があって、その中にも例えば今ご指摘のとおり、いわゆる水道料金の半額免除とか、あるいは給食費の今年度中に限りの免除とか、そういう提案も中にはありました。今、各課からのいわゆる吸い集めた案も今日一般質問が終わったら、午後に私がヒアリングを受けて、再度また各課との調整もするところでもございます。

予定でいくと、今審議をやっている予算議会、先ほどテレビを見ていましたら、志位委員長が質疑をしていましたけれども、いわゆる十二日に、今日おそらく衆議院を通過するだろうと。十二日に参議院を通過する予定だということで、その金額があまりにも膨大で、いわゆる赤字国債を発行して、三十二兆円に届きそうな金額で、真水で今二次補正を検討しているというところでもございます。そういう中で、今、ご指摘のあったように、医療分野の手厚い、いわゆる救済策もありますし、一次補正で市町村、都道府県に交付した地方創生臨時交付金、これが一兆円から二兆円程度だという審議もされているところでもございます。そうしますと、単純に計算すると、今の一次補正で来た町の交付金は約一億

円強、そうなれば、二億円強が来る運びとなるかもしれません。そういった意味で、全ての職員から広く意見を吸い集めて、課は課でいろいろな意見を集約して、午後私にヒアリングをするということで、議員各位からもまた、いろいろな意味でね、私にでも、あるいは担当課にでもいろいろ助言をいただければなど、そう思っております。そういうもろもろの意見を集約して、六月の末には全員協議会にお示しして、七月の中旬に臨時会を開いて、再度藤崎町の町民の救済策、経済、雇用等もひっくるめて対応をしていくというような手順でございます。

その中では、ご指摘のように、給食費とか、水道費の減免とか、そういう意見もあるということはお伝えしておきたいと思います。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

国の第二次補正に関わり、今医療体制の強化の問題にも関わるんですけれども、ぜひ感染症を受け入れていない、普通のという言い方がおかしいですけれども、受け入れていない開業医の先生、開業医の診療所といいますか、医院といいますか、そういうところも含めてぜひ大きな結局受診抑制に全体としてつながっていますので、収入がダウンしているわけなんです。今までもうけてきたからいいんだよというような考え方もないわけじゃないけれども、いずれにしても医療・介護の現場を支援するということをぜひ検討していただきたい。特にまたここはときわ会病院が診療所を引き受けてくれたということがどんなにこの中で、発熱外来も設けています。こういう実情を聞いて、名指しで私も困惑しますけれども、ときわ会病院も含めて、支援、気持ちもありますので、これから一緒に取り組んでいくということも含めて、ぜひその旨を検討していただきたいと思います。答弁は要りません。

関連して、二の弘前圏域における医療・介護分野の今後の強化策についての町長の見解についてということです。

先ほど、これ医療・介護分野の今後の強化策だから、連携についてお答えになりましたけれども、私が聞きたいのは、奈良議員も聞いていましたけれども、今後検査体制を強化することが、もちろん我々がやっている手洗いだとか、そういうのは必要だけれども、手洗い、三密を避けるということは必要だけれども、検査体制を強化することが社会活動、経済活動を再開していく上で、かなり重要なんです。この点では、例えばプロ野球が、PCR検査を選手が検査を受けるとのことだとか、あるいは、もう現在では唾液でPCR検査ができるようになるとか、あるいは今日、私が来るときにテレビに入っていたのは、ソフトバンクが関連の従業員、四万人近く、それから関連の医療機関だとか、四万五千人近く、そしてその陽性者が何人だったのかとか、そういうのを大企業は大企業なりのやり方で、つながりでできるんです。資金力でできるんですね。こういうことから検査体制の強化といのはぜひ必要であります。社会活動をするにしても、陰性者はもう経済活動をきちんとやる。そういうようなことから、この弘前地区でもいわゆるドライブスルーでなくてもいいですけれども、検査センターをこの弘前、津軽地域に一か所、青森一か所、八戸一か所ぐらい設ける必要があるんじゃないかなと思っております。それを感染が発生してからじゃ駄目なんですね。やっぱり準備して、韓国や台湾のように、前もってやる必要があるんですけれども、その点、しっかり私もそう思っているぐらいですから、町長もしっかりそう思っているんだと思いますので、どう圏域の共通認識にするのかという取組について質問いたします。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

県内の医療機関には、大変この時世、本当に我が町、そしてまた青森県民のいわゆる生命と財産をお守りいただいていることに改めて感謝するところでございます。ときわ会というお話も出ましたので、先般、創設者である永山先生、

鎌倉にいて、一か月に一回、東洋医学で先生になって講師に行く。向こうから帰ってこられないということで、電話とお手紙で対応させていただいたところでございます。

また、先般、福祉課が中心に、町内全部の医療機関、歯医者もひっくるめて、マスク提供をしていたところもお伝えしておきます。

さて、今、定例会終わったその日の午後三時から、いわゆる定住自立圏の八首長が一堂にテレビ会談をすることになります。これはいわゆるコロナ対策の二次補正に広域で、いわゆるもっともこの地域の経済、そして雇用を拡大するために、いろいろな意見を交わすというテレビ会談でございます。その中で、今ご指摘にあった、いわゆる医療分野の強化、これは私は提言したいと思っております。弘前の医師会では、PCR検査を進めるというふうな意向も示しましたけれども、医師会、あるいは弘前大学をはじめ、病院機関、健生さんもひっくるめて、そして市町村が一体となって、やっぱり未然に防ぐ、そして検査を進めるということでは非常に重要かと思っておりますので、あさってのそのテレビ会談では、医療分野についてのご指摘、提案は、私はする覚悟でございます。以上であります。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

PCR検査、あるいはまたそれとともに抗体検査など、検査体制を充実して、感染が大規模に発生したときでも百年前と同じ閉じ籠り戦略だけじゃなくて、今の現在の知見や、あるいは科学的な方策を講じながら、社会活動、経済活動を進めていくというスタンスでぜひ取り組んでいかないことには、不況から抜け出せませんと思っておりますので、ぜひそのことをはっきり明示といいますか、明らかにしていったほうがいいんじゃないかなと思っております。

あと十七分残っておりますんですけども、それで、もう一つは、生活保護制度の運用改善についてということであ

ります。

私が聞きたいのは、いわゆる安倍総理も困っている人は三十万円支給から始まったんですけれども、困っている人は生活保護制度を申請して、利用してくださいということも一言、半言も言いませんね、厚生労働大臣も、それだけ生活保護というのがいわば差別的なとか、コロナの病院に従事している人も差別もされたりしたというふうな報道もされておるんですけれども、「保育所さ来ねへもいいじゃ」というように言われた人までであると言われておりますけれども、しかしながら、そういう現在の制度の中で、私に言わせれば、生活保護制度という名前そのものを変えなくちゃいかんなどと思っていますけれども、ライフキープ制度でもいいですから、そういうふうな中で、自動車保有要件は、軽自動車でも持っていれば駄目ですよ。あるいはまた「十万円もお金持っているんだったら、使って、なくなってしまったらおいでなさい」という窓口対応が基本的にやられるんですね。そういうような資産要件を緩和して、一時的に収入が受けられる人も含めてコロナ対応として、そういうふうにするべきだと、そういうふうにするのは、緩和して講ずるべきだと、厚労省から通達があるんですけれども、私に言わせれば、それは健康で文化的な最低限度の生活をするためには、通常するときでも、通常でも今のようにやる、今のようにするのはコロナ時に対応したように、通常するときでも取り組むべき措置なんではないかというふうに思っておるんですけれども、その辺の認識はどういうふうな、担当課はどういう思いなんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

今回のコロナウイルス感染症に関連して、通常は資産活用という部分で、自動車の保有等認められないものがありま

すけれども、特別な扱いということで、保有を認めるというふうな通達が入ってございます。もちろんそれにのっとり、保護の実施機関は県でありますけれども、相談、あるいは申請を受け付けるのは町でございますので、町民の方々からそのような相談、申請があった場合には、その辺の対応については、はっきり、しっかりとした認識でもって対応しているものでございます。

そこで、その資産の保有、いわゆる今のお話であれば、車の保有という点でございます。通常であれば、勤務する上で、働いている上で、勤務地に車以外に使えない場合は、通常でも認められております。通勤です。働ける方は働かなければいけないという原則もございます。そういう意味で、仕事をしている方がその通勤場所に赴く際に、公共交通手段がないとか、時間帯がそういう手段を使えないとかという場合には、車の使用は認められております。ただ、それに関するものだけで、例えば土日に買物に行くとか、遊びに行く、そういうふうなものには使ってはいけない。したがって、車のメーターの確認というふうなものをされている状況でございます。

今回のコロナに関して、通常と違うのは、一時的な収入の減少に伴う場合の申請に関しては、その通勤手段云々とは別に保有は認めるというふうになっているものでございます。

そしてまた、通常の話に戻りますけれども、コロナウイルスに関係なく、車の保有が認められる場合がもう一つ、その六か月以内に、就労することが見込まれている場合、その場合には保有が認められているというふうなものもございますので、解釈によるかもしれませんが、通勤だけではなくて、それ以外でも保有が認められるものは通常でもあるというものでございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

十三番 浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

車の保有については、通勤上、それがなければいわゆる勤務を続けられないとか、そういうような場合が例外的に認められているというようなことであります。しかしながら、東京とあるいはこちらの地域の違い、あるいはまた裁判で争われた例では、いわゆるエアコンの設置、生活保護者のエアコン設置まで認めるのかどうかというようなこと、あるいはまた、病気の治療上必要な場合は、自動車の保有を認めて裁判になったケースも秋田県などではありましたので、そういうのを認められたケースもございますので、ひとつ一時的な収入の減少、コロナということではなく、この制度が生活困窮者が利用しやすいような制度にこそ、制度を変えるべきだと、変えるべきは変えるということが必要ではないかということを主張して、要望して、質問を終わりたいと思います。五分超過したか。

○議長（小野 稔君）

これで十三番浅利直志議員の一般質問は終了しました。

以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午前十一時四十五分

---